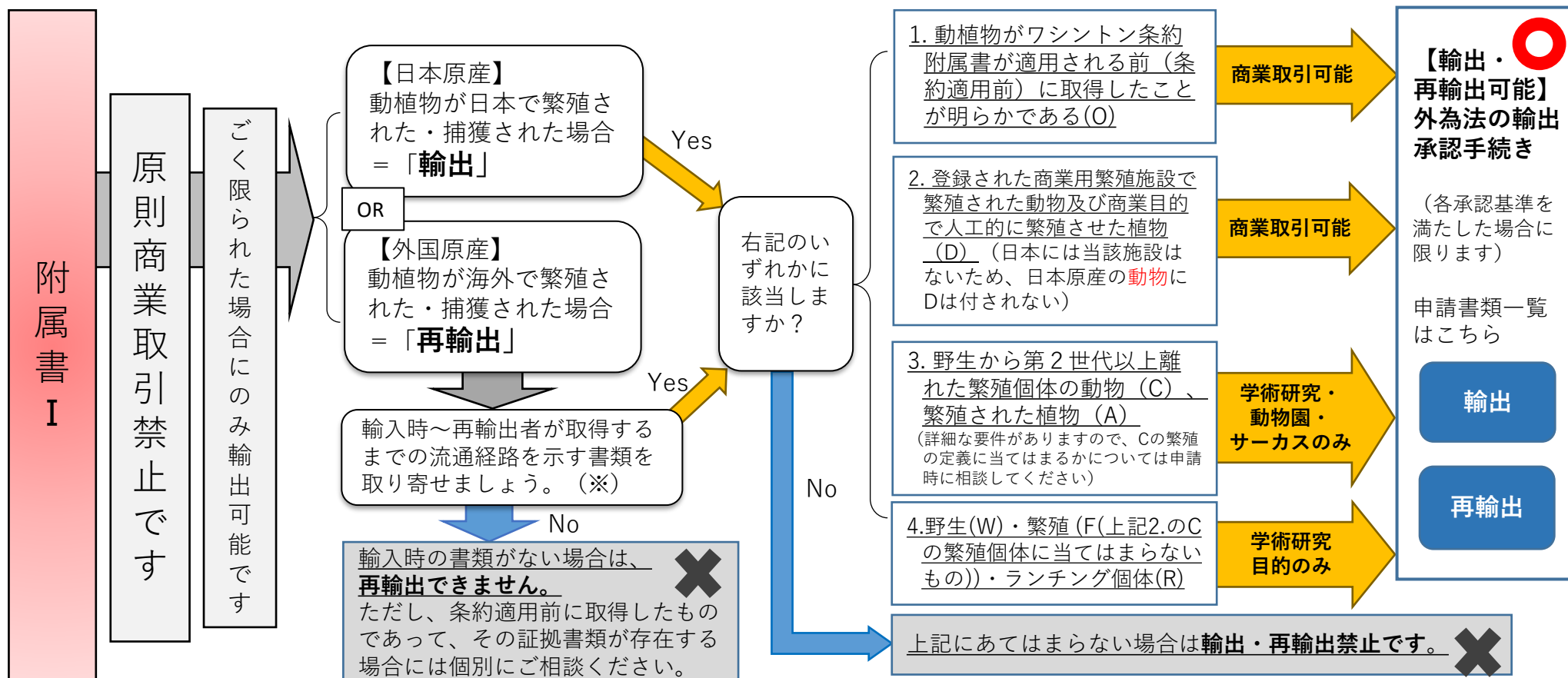
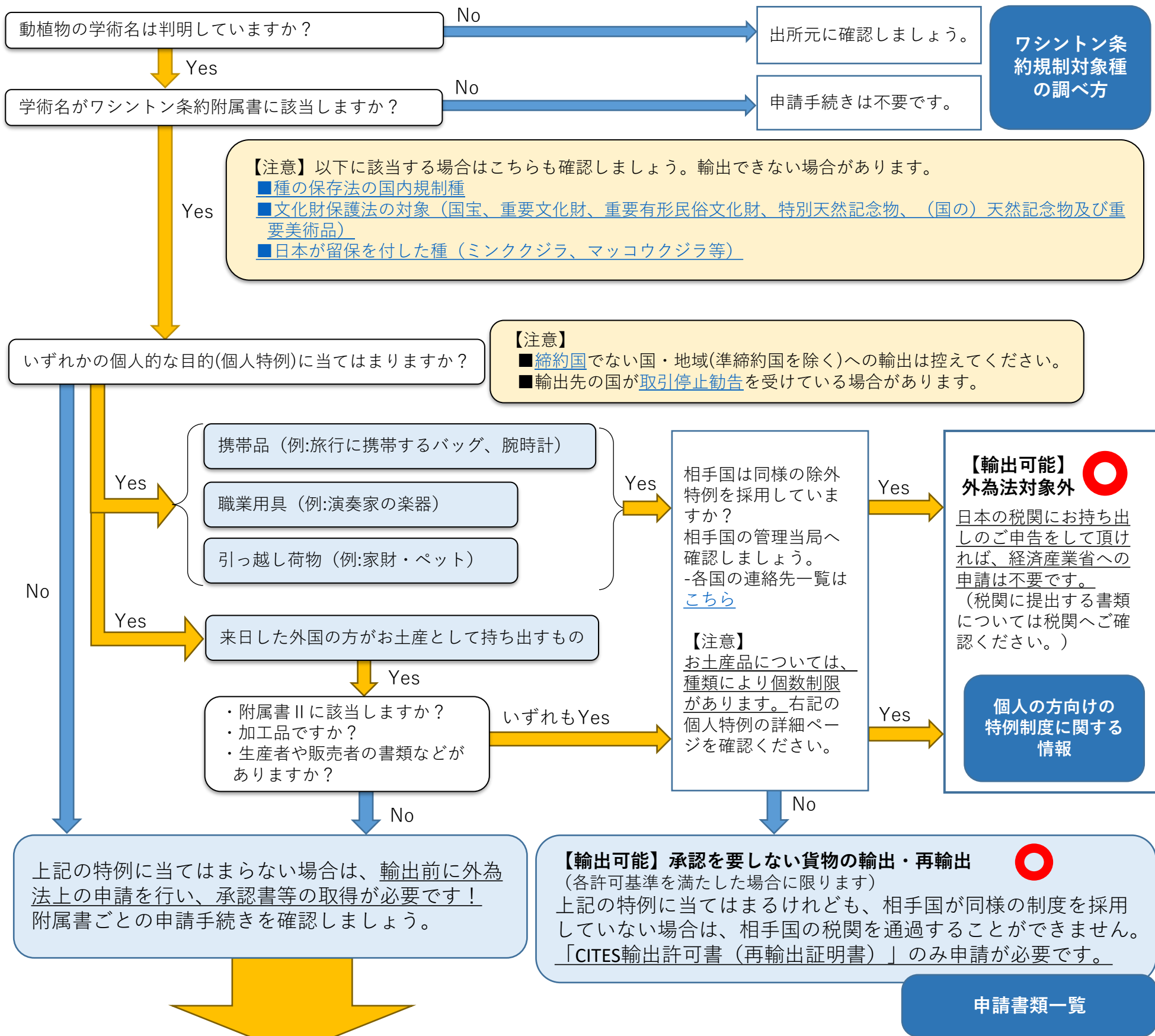


輸出フローチャート



附属書Ⅱ

目的による取引の制限はありません

【日本原産】
動植物が日本で繁殖された・捕獲・採取された場合
= 「輸出」

OR

【外国原産】
動植物が海外で繁殖された・捕獲・採取された場合
= 「再輸出」

輸入時～再輸出者までの流通経路を示す書類を取り寄せましょう。（※）

Yes

キャビア・ニホンイシガメについては下記も確認してください。

【注意】日本で養殖された/瓶詰め・容器包装された食用キャビアについては水産庁への事前登録が必要です。詳しくは[こちら](#)。

【注意】野生で捕獲されたニホンイシガメ（*Mauremys japonica*）は背甲長8cm未満であること。

【注意】日本で瓶詰め・容器包装された食用キャビアについては水産庁への事前登録が必要です。（完成品をそのまま再輸出する場合は対象外です）詳しくは[こちら](#)。

Yes

キャビアについては上記も確認してください。

【輸出可能】
外為法の輸出承認手続
（各承認基準を満たした場合に限ります）

申請書類一覧
はこちら

【再輸出可能】
外為法の輸出承認手続
（各承認基準を満たした場合に限ります）

申請書類一覧
はこちら

輸入時の書類がない場合は、**再輸出できません。**
ただし、条約適用前に取得したものである場合には、それを示す証拠書類（販売証明書・領収書・製造時期を示すもの等）をお集め頂き、その上で個別にご相談ください。

附属書Ⅲ

目的による取引の制限はありません

【掲載国原産】
附属書Ⅲに掲げた国でその動植物が捕獲・採取・繁殖されたもの（原産国不明であるものを含む）

※掲載国は種毎に異なりますのでHPに掲載している[附属書](#)で確認してください。附属書Ⅲ掲載種の学名の下に括弧書きで記載している国が掲載国です。

【日本原産】
動植物が日本で繁殖された・捕獲・採取された場合
= 「輸出」

OR

【外国原産】
動植物が海外で繁殖された・捕獲された場合
= 「再輸出」
（原産国が不明な場合で輸入時の書類がある場合を含む）

種の保存法施行令第7条第1項第2項による環境大臣の認定書等が必要です。

輸入時～再輸出者までの流通経路を示す書類を取り寄せましょう。（※）

原産国が不明で、輸入時の書類がない場合、条約適用前に取得したものかどうかをお確かめください。条約適用前に取得したことを示す証拠書類（販売証明書・領収書・製造時期を示すもの等）をお集め頂き、個別にご相談ください。

【輸出可能】
外為法の輸出承認手続
（各承認基準を満たした場合に限ります）

申請書類一覧
はこちら

【再輸出可能】
CITES再輸出証明書
（承認を要しない貨物の再輸出）
（各承認基準を満たした場合に限ります）

申請書類一覧
はこちら

【非掲載国原産】
附属書Ⅲに掲げた国以外の国で、その動植物が捕獲・採取・繁殖されたもの

原産地証明書が必要です。最寄りの商工会議所へお問い合わせ下さい。

商工会議所の原産地証明書が輸出先の国で受け入れられない場合や商工会議所で原産地証明書が発行されない場合には、個別にご相談下さい。

OR

アメリカ・シンガポールへの輸出

OR

本人の私用に供するもの（個人目的）

【輸出・再輸出可能】
CITES輸出許可書・再輸出証明書
（承認を要しない貨物の輸出・再輸出）
（各許可基準を満たした場合に限ります）

申請書類一覧は
こちら

（※）「輸入時～再輸出者の流通経路を示す書類」とは、輸入時に相手国政府が発給したCITES許可書（再輸出証明書・条約適用前証明書等を含む）、日本の税関が発行した輸入許可通知書、譲渡者や販売者が発行した譲渡証明書又は販売証明書を言います。詳細は申請書類一覧のページにてご確認ください。